

# 大阪府立堺上高等学校

## 生徒心得

### 学校生活一般の心得

#### 1. 基本的生活習慣を確立しよう。

基本的生活習慣とは次のことをいいます。

(1) 自分の身の回りの整理・整頓ができ、時間や物や金銭を大事に使うことができる。

(2) 自他の生命を尊重し、進んで健康・安全につとめる。

(3) 礼儀を重んじ、言動などを適切にし、誠実な態度で人に接する。

正しい生活習慣を確立することが充実した高校生活を送ることにつながります。

#### 2. 正しい目標をたて、その現実をめざして努力しよう。

このことは、自己をみつめ、自己の向上につとめることですが、具体的には次のようなことがあげられます。

(1) 自分が正しいと考えることに従って意見をのべ、他人の言動にまどわされず、進んで実行にうつす。

(2) 豊かな感受性と探究的な態度で、新しい考え方や方法を生みだそうとする。つまり生活をよりよくしようとつとめ、工夫する。

(3) 自分の生き方や将来の進路に目標をたてる。

高校時代は、みなさんの人生に大きな影響をあたえる進路決定の時期でもあります。

しっかりとした目標をたて、それに向かってがんばろう。

#### 3. 集団の一員であることを常に自覚し、きまりや規則を理解して守り、人に迷惑をかけないようにつとめよう。

#### 4. 学校を愛そう。

自分たちの学校をよくしようとつとめよう。本校の伝統づくりは、みなさんの力によるところが大きい。後輩達のために良き伝統と校風を築くことに努力しよう。

## — 生活規定 —

### 1. 通学

1. 始業時間は年間を通じて午前8時35分である。(予鈴8時30分)

2. 通学の際は、必ず制服を着用しなければならない。

3. 登下校は交通ルールを守り、安全な通行を心掛けること。自転車通学者は特に注意し、2人乗りなどの危険な乗車をしてはならない。

4. 自転車通学を希望する者は所定の用紙により届け出ること。

5. 本校で認められている通学手段は、徒歩、自転車、公共交通機関のみである。(保護者以外の送迎は、認めない。)

6. 自転車は所定の場所に整然と置くこと。

7. ヘルメットを着用するように努めること。

## 2. 校内生活

1. 人に対しては、常に尊敬、親愛の情をもって接し、明るい挨拶を心がける。
2. 正しい言葉づかいによって、責任ある言動をする。
3. 校内の美化、清潔をみんなで心掛け、放課後所定の場所を清掃すること。
4. 校舎内は所定の上履きを使用すること。
5. 始業時より放課後まで校外に出てはならない。特別の事情のある者は担任に届け出をし、“外出許可証”を受け、これを携行すること。
6. 校舎内では、学習の場であることを自覚して、球技など危険な遊びをしない。
7. 学校には不要の現金、貴重品をもってこない。又は、学習の妨げとなる遊具、装飾品などの持ち込みは厳禁する。貴重品は絶対に教室及び更衣室に放置しないこと。
8. 遅刻して入室する時は、授業担当の先生に“入室許可証”を渡して着席すること。
9. 下校の際は、戸締まりを確実にする。
10. スマートフォン・携帯電話等の使用については以下の項目を遵守すること。
  - (1) S H R 中や授業中の使用は禁止する。(着信音等が授業の妨げにならないように、電源を切っておくこと。)
  - (2) S N Sへの投稿は、個人情報が漏洩する恐れがあるので十分に注意すること。特に、学校や個人の肖像権を侵害する恐れのある写真等は投稿を禁止する。
  - (3) 他人に対して誹謗中傷するような内容を書き込まないこと。

## 3. 交友

青春時代は一生の友ができる時期である。親しい中にも礼儀を忘れず、互いに尊敬しあい、尊きあうような、おおらかな友情こそ望ましい。

## 4. 賞罰

1. 生徒の模範行為は全生徒に賞揚される。
2. 誓約書に違反して事故を起こし、又不正行為をした生徒は実情に即し、停学・訓戒の懲戒指導の対象となる。
3. 下記の場合は前項に該当する。
  - ①試験に際して不正行為をした時。
  - ②故意に授業の進行を妨げる行為をした時。
  - ③人に暴行を加え、又は傷害を負わした時。
  - ④故意に校舎・校具を破損し又は汚損した時。
  - ⑤他人の金品を横領又は窃取した時。
  - ⑥飲酒、喫煙をした時、又は酒や煙草及び喫煙具を所持していた時。また、飲酒、喫煙しているもの（本校生、他校生にかかわらず）に同席しその行為を容認したもの。
  - ⑦その他態度・行為において生徒の本分に反した時。

## — 頭髪・服装等の規定 —

頭髪・服装等については、常に清潔・端正・簡素を旨とし良識を心掛けること。

### 1. 制服

(1) 下記の期間はブレザーを着用すること。

・4月1日～4月30日　・11月1日～3月31日

(2) その他の期間は本校の制服であれば、気候の変化に応じ、組み合わせを変えてもよいが、防寒具の着用は登下校のみブレザーの上からのみ認める。(校舎内での防寒具の着用は原則認めない。)

(3) 制服を勝手に変造することは禁止する。

### 2. 頭髪等は常に清潔であるようにする。

ペーマネント・エクステンション・毛染め(脱色を含む)等は禁止する。

また、髪の変色がひどい場合や剃り込み等の奇抜な髪型等も指導の対象となる場合がある。

### 3. 装飾品(ピアス、ネックレス、指輪等)は身につけてはいけない。

### 4. 校舎内上履き

学校指定のスリッパ(学年色別)を使用する。

### 5. 通学靴

通学には運動靴や機敏に行動できるものが望ましい。

サンダルやスリッパでの登校は禁止とする。

2024年1月31日 改定